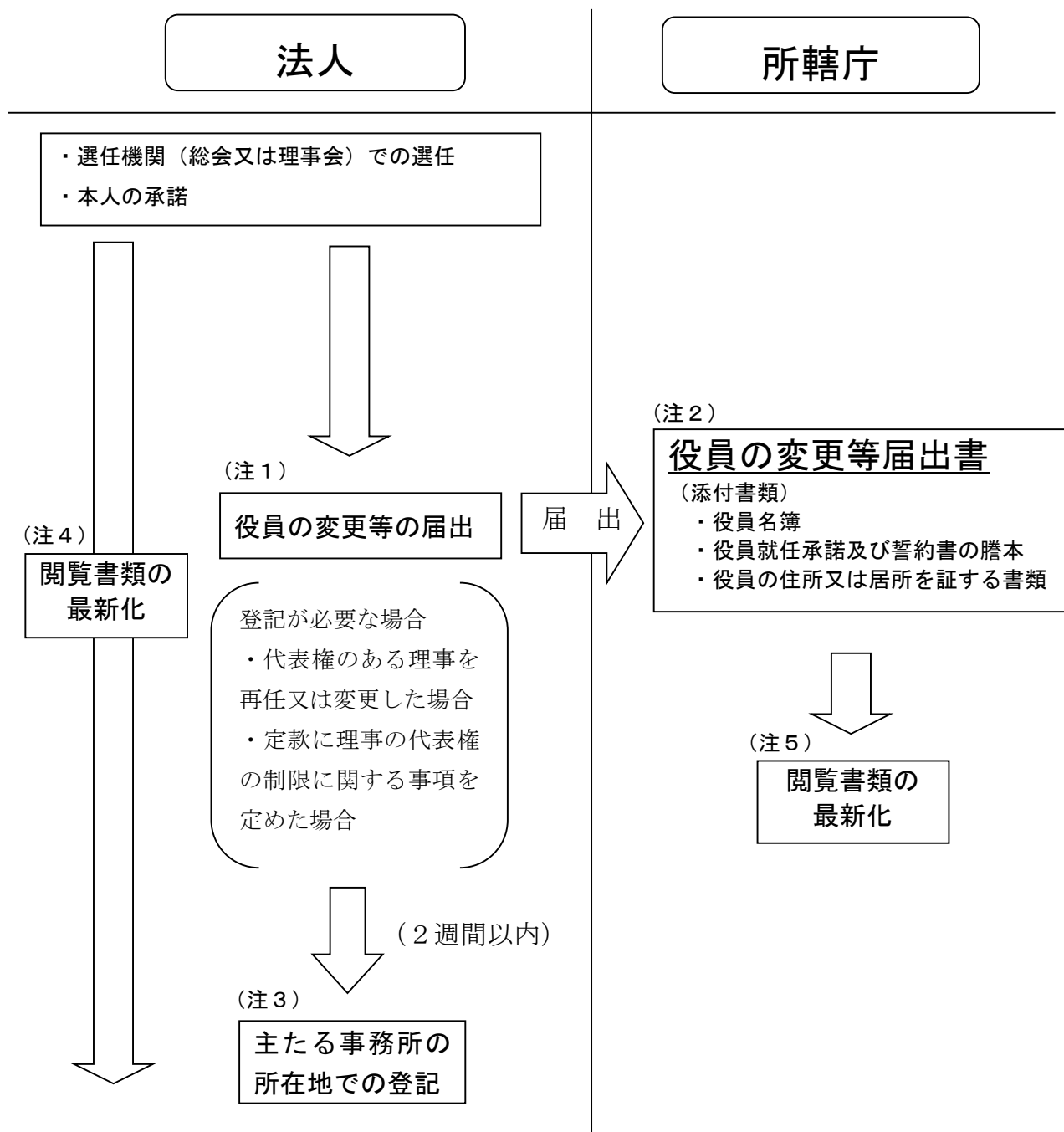


○役員の変更等があった場合のフロー



(注1)役員（理事・監事）の変更等とは、①新任、②任期満了、③死亡、④辞任、⑤解任、⑥住所又は居所の異動、⑦改姓又は改名。

(注2)新任の場合のみ、①役員就任承諾及び誓約書の謄本、②役員の住所又は居所を証する書類の添付が必要。

(注3)登記については、任期満了による再任でも必要。

(注4)認定 NPO 法人において閲覧させるときは、役員の住所又は居所に係る記載部分を除くことができる。

(注5)所轄庁において閲覧させるときは、役員の住所又は居所に係る記載部分を除く。